

業庫第51号(例)

2025年11月28日

代理店御中

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」等の一部改正に関する件

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号)の経過措置の終了に伴い、下記の諸規程の一部を別紙1および2のとおり改正し、2025年12月2日から実施することとしましたので、通知します。

—— 改正実施日以降、公的医療保険の被保険者証は、国庫事務における本人確認書類として使用できませんので、ご注意ください。

記

1. 「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」
(昭和55年2月1日付国丙第2号別冊) ……別紙1
2. 「日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続」
(昭和57年3月8日付国丙第19号) ……別紙2

以上

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

○ 国庫金編 特殊 3 1. の注意事項 (右ページ) ①を横線のとおり改める。

① 印鑑証明書、運転免許証、旅券 (パスポート)、公的医療保険の被保険者証等または資格確認書、個人番号カード、年金手帳、預金通帳等により本人であることを確かめる。なお、代理人の場合は、委任状の提出を受ける。この場合、次表に掲げる本人確認書類の提示を受けたときは、次表の「番号等」欄に定める各番号等の書き写しや各番号等記載部分のコピーをしないこと。

本人確認書類	番号等
公的医療保険の被保険者証等または資格確認書、健康保険日雇特例被保険者手帳	略 (不変)
∫	
医療券、調剤券、介護券	

○ 国庫送金編 窓口 3 2. (2) ニ. の注意事項 (右ページ) ① 1. を横線のとおり改める。

1. 印鑑証明書、運転免許証、旅券 (パスポート)、公的医療保険の被保険者証等または資格確認書、個人番号カード、年金手帳、預金通帳等の提示を求める。この場合、次表に掲げる本人確認書類の提示を受けたときは、次表の「番号等」欄に定める各番号等の書き写しや各番号等記載部分のコピーをしないこと。

本人確認書類	番号等
公的医療保険の被保険者証等または資格確認書、健康保険日雇特例被保険者手帳	略 (不変)
∫	
医療券、調剤券、介護券	

「日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続」中一部改正

- 窓口3 2.(1)イ.(イ)の注意事項(右ページ)③を横線のとおり改める。

- ③ 受領者本人の同一性を確認するため、運転免許証、旅券(パスポート)、公的医療保険の被保険者証等または資格確認書、個人番号カード、年金手帳等の提示を求める。この場合、次表に掲げる本人確認書類の提示を受けたときは、次表の「番号等」欄に定める各番号等の書き写しや各番号等記載部分のコピーをしないこと。

本人確認書類	番号等
公的医療保険の被保険者証等または資格確認書、健康保険日雇特例被保険者手帳	略(不変)
∫	
医療券、調剤券、介護券	

- 窓口3 2.(1)ロ.(イ)の注意事項(右ページ)②を横線のとおり改める。

- ② 受領者本人の同一性を確認するため、運転免許証、旅券(パスポート)、公的医療保険の被保険者証等または資格確認書、個人番号カード、年金手帳等の提示を求める。この場合、次表に掲げる本人確認書類の提示を受けたときは、次表の「番号等」欄に定める各番号等の書き写しや各番号等記載部分のコピーをしないこと。

本人確認書類	番号等
公的医療保険の被保険者証等または資格確認書、健康保険日雇特例被保険者手帳	略（不変）
∫	
医療券、調剤券、介護券	

○ 窓口3 2. (2) イ. の注意事項（右ページ）④を横線のとおり改める。

- ④ 受領者本人の同一性を確認するため、運転免許証、旅券（パスポート）、公的医療保険の被保険者証等または資格確認書、個人番号カード、年金手帳等の提示を求める。この場合、次表に掲げる本人確認書類の提示を受けたときは、次表の「番号等」欄に定める各番号等の書き写しや各番号等記載部分のコピーをしないこと。

本人確認書類	番号等
公的医療保険の被保険者証等または資格確認書、健康保険日雇特例被保険者手帳	略（不変）
∫	
医療券、調剤券、介護券	